

# 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する

## 法律施行令の一部を改正する政令

### ○改正のポイント

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第二〇四号）（国土交通省）

- 1 マルポール条約附属書I第四三A規則の追加に伴い、北極海域における重質油を積載した船舶の航行を禁止することとしている。（第一条の一一関係）
- 2 我が国の内水、領海及び排他的経済水域並びに南極海域を除く海域における海洋施設からの食物くずの排出に関する我が国独自の規制を解除することとしている。（第九条の六関係）
- 3 マルポール条約附属書VI第一四規則の改正に伴い、地中海排出規制海域において船舶に使用する燃料油中の硫黄分濃度の基準を質量百分率〇・五パーセント以下から同〇・一パーセント以下に強化することとしている。（第一一条の一〇及び別表第五関係）
- 4 国際海事機関決議MEPC第三八一（八〇）号を実施するため、紅海海域及びアデン湾海域におけるタンカーからの貨物油を含む水バラスト等の排出を禁止することとしている。（別表第一の五関係）
- 5 国際海事機関決議MEPC第三八二（八〇）号を実施するため、紅海海域における船舶からの食物くず並びに貨物倉の残留物及び洗浄水並びに貨物としての輸送中に死亡した動物の死体の排出の基準を改めることとしている。（別表第二の二及び別表第三関係）
- 6 2の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとしている。（附則第二項関係）
- 7 この政令は、令和七年一月一日から施行することとしている。ただし、1の規定は令和六年七月一日から、3の規定は令和七年五月一日から施行することとしている。

### ○政令第二百四号（令和六年六月五日）

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三十六号）第四条第三項、第五条の三第三項、第十条第二項第二号及び第三号、第十八条第二項第二号並びに第十九条の二十一第一項の規定に基づき、この政令を制定する。海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）の一部を次のように改正する。

第一条の九第一項第二号中「及び第二条」を「、第二条、第四条第四項並びに第九条の六第一項及び第二項」に改め、「単に」を削り、「北極海域（次項）の下に「及び第一条の十一」を加える。

第一条の十一中「南極海域」の下に「及び北極海域」を加える。

第二条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（船内の日常生活に伴い生ずるふん尿等の排出の規制の対象となる船舶の総トン数又は搭載人員）」を付する。

第三条に見出しとして「（船内の日常生活に伴い生ずるふん尿等の種類及び排出基準）」を付し、同条第二項中「ごとに」を「に応じ」に、「及び下欄に掲げるとおり」を「に掲げる排出海域ごとにそれぞれ同表下欄に掲げる排出方法によること」に改め、同条第五項中「までの上欄に掲げるふん尿等を同表中欄に掲げる排出海域に関する」を「までの上欄に掲げるふん尿等を第二項の」に、「第四号上欄に掲げるふん尿等を同表中欄に掲げる排出海域に関する」を「第四号上欄に掲げるふん尿等を同項の」に改める。

第四条に見出しとして「（船内の日常生活に伴い生ずるごみ又はこれに類する廃棄物の種類及び排出基準）」を付し、同条第二項中「別表第二の上欄」を「別表第三上欄」に、「ごとに」を「に応じ」に、「及び下欄に掲げるとおり」を「に掲げる排出海域ごとにそれぞれ同表下欄に掲げる排出方法によること」に改め、同条第三項中「別表第二の上欄」を「別表第三上欄」に、「同表下欄に掲げる排出方法に関する」を「前項の」に改め、同条第四項中「別表第二の上欄」を「別表第三上欄」に、「同表中欄に掲げる排出海域に関する基準（南極海域（）を「南極海域（同表備考第二号に規定する）」に、「に係るものに限る。」）を「において第二項の基準」に、「同項」を「同条第五項」に、「ふん尿等を同表中欄に掲げる排出海域に関する」を「ふん尿等を同項の」に改める。

第四条の二の見出し中「排出の規制」を「種類及び排出基準」に改め、同条第二項中「別表第三上欄」を「別表第四上欄」に、「ごとに」を「に応じ」に、「及び下欄に掲げるとおり」を「に掲げる排出海域ごとにそれ

それぞれ同表下欄に掲げる排出方法によること」に改め、同条第三項中「規定による排出海域又は排出方法に関する」を削り、「規定による基準」を「基準」に改め、同条第四項中「別表第三第一号、第二号、第五号及び第六号上欄」を「別表第四第一号、第二号、第五号及び第六号上欄」に、「同表下欄に掲げる排出方法に関する」を「第二項の」に改め、同条第五項中「別表第三上欄」を「別表第四上欄」に、「同表中欄に掲げる排出海域に関する」を「第二項の」に改め、同条第六項中「別表第三第一号及び第五号上欄」を「別表第四第一号及び第五号上欄」に、「同表中欄に掲げる排出海域に関する基準（南極海域）を「南極海域（同表備考第八号に規定する南極海域をいう。））」に、「に係るものに限る。）」を「（同表備考第九号に規定する北極海域をいう。）」において第二項の基準」に、「同項」を

「同条第五項」に、「ふん尿等を同表中欄に掲げる排出海域に関する」を「ふん尿等を同項の」に改める。

第九条の六の見出し中「排出海域等に関する基準」を「排出基準」に改め、同条第一項中「別表第四上欄に掲げる廃棄物の区分ごとに、それぞれ同表中欄及び下欄に掲げるとおり」を「次の各号に掲げる海洋施設の区分に応じ、同項第二号に規定する廃棄物を当該各号に定めるところにより排出すること」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 海底及びその下における鉱物資源の掘採のために設けられている海洋施設全ての国の領海の基線（南極海域にあつては、領海の基線）からその外側十二海里の線を超える海域において、粉碎式排出方法（国土交通省令で定める技術上の基準に適合する粉碎装置で処理して排出する方法をいう。次号及び別表第三において同じ。）により排出すること。
- 二 前号に掲げる海洋施設以外の海洋施設南極海域以外の海域のうち本邦の領海の基線からその外側三海里以遠十二海里以内の海域及び南極海域のうち領海の基線からその外側十二海里以遠の海域において粉碎式排出方法により排出すること並びに南極海域以外の海域のうち本邦の領海の基線からその外側十二海里以遠の海域において排出すること。

第九条の六第二項中「別表第四上欄に掲げる廃棄物の同表下欄に掲げる排出方法に関する」を「前二項の」に改め、「からの」の下に「食物くずの」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

- 2 鳥綱に属する種の個体（その個体の一部を含むものとし、その加工品を除く。別表第三において同じ。）を含む食物くずを排出する場合における法第十八条第二項第二号の排出海域及び排出方法に関し政令で定める基準は、前項に定めるもののほか、南極海域においては国土交通省令で定める加熱殺菌その他の殺菌するための措置を講じて排出することとする。

第十一条の七の表第一号中「別表第二の二備考第六号イ」を「別表第三備考第六号イ」に、「北米海域及び米国カリブ海海域」を「北米排出規制海域及び米国カリブ海排出規制海域」に改める。

第十一条の十中「とおりとし」を「海域とし」に改め、同条の表第一号中「別表第二の二備考第六号イ」を「別表第三備考第六号イ」に、「北米海域及び米国カリブ海海域」を「北米排出規制海域、米国カリブ海排出規制海域及び地中海排出規制海域」に改める。

別表第一の五北西ヨーロッパ海域の項及び北極海域の項中「九〇度」を「九十度」に改め、同表に次のように加える。

紅海海域	スエズ湾及びアカバ湾を含む北緯十二度二十八・五分東経四十三度十九・六分の点及び北緯十二度四十・四分東経四十三度三十・二分の点を結んだ線（アデン湾海域の項において「紅海・アデン湾境界線」という。）を南端とする紅海の海域
アデン湾海域	紅海とアラビア海との間にあるアデン湾のうち、紅海・アデン湾境界線以東であつて、かつ、北緯十一度五十分東経五十一度十六・九分の点及び北緯十五度三十五分東経五十二度十三・八分の点を結んだ線以西の海域

別表第二中「に関する基準」を削る。

別表第四を削る。

別表第三中「に関する基準」を削り、同表第一号中「及び拡大カリブ海域」を「、拡大カリブ海域及び紅海海域」に改め、同表第二号及び第三号中「北極海域」の下に「、紅海海域」を加え、同表第五号中「及び拡大カリブ海域」を「、拡大カリブ海域及び紅海海域」に改め、同表第六号中「北極海域」の下に「、紅海海域」を加え、同表備考第一号中「又は北極海域」を「、北極海域又は紅海海域」に改め、同表備考第二号中「別表

第二の二備考第五号」を「別表第三備考第五号」に改め、同表備考第三号中「別表第二の二備考第六号」を「別表第三備考第六号」に改め、同表備考第四号中「別表第二の二備考第七号」を「別表第三備考第七号」に改め、同表備考第五号中「別表第二の二備考第八号」を「別表第三備考第八号」に改め、同表備考第六号中「別表第二の二備考第九号」を「別表第三備考第九号」に改め、同表備考中第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、同表備考第九号中「別表第二の二備考第二号」を「別表第三備考第二号」に改め、同号を同表備考第十号とし、同表備考第八号中「別表第二の二備考第三号」を「別表第三備考第三号」に改め、同号を同表備考第九号とし、同表備考中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 この表において「紅海海域」とは、別表第三備考第十号に規定する紅海海域をいう。

別表第三を別表第四とする。

別表第二の二中「第四条」の下に「、第九条の六」を加え、「に関する基準」を削り、同表第一号中「国土交通省令で定める技術上の基準に適合する粉碎装置で処理して排出すること（以下「」を削り、「」という。）」を「により排出すること」に、「及び拡大カリブ海域」を「、拡大カリブ海域及び紅海海域」に改め、同表第二号中「（鳥綱）を「であつて、鳥綱」に、「（その個体の一部を含むものとし、その加工品を除く。別表第四第二号において同じ。）を含まないものに限る。）」を「を含まないもの」に、「及び拡大カリブ海域」を「、拡大カリブ海域及び紅海海域」に改め、同表備考第四号中「北極海域」の下に「、紅海海域」を加え、同表備考第九号中「二七〇度」を「二百七十度」に改め、同表備考第十号中「北極海域」の下に「、紅海海域」を加え、同号を同表備考第十一号とし、同表備考第九号の次に次の一号を加える。

十 この表において「紅海海域」とは、別表第一の五に掲げる紅海海域（海洋施設等周辺海域を除く。）をいう。

別表第二の二を別表第三とする。

別表第五北米海域の項中「北米海域」を「北米排出規制海域」に改め、同表米国カリブ海海域の項中「米国カリブ海海域」を「米国カリブ海排出規制海域」に改め、同表に次のように加える。

地中海排出規制海域	北緯三十六度十一分西経六度二・一分の点及び北緯三十五度四十七・五分西経五度五十五・四分の点を結んだ線、北緯四十度二・七分東経二十六度十・五分の点及び北緯四十度〇・五分東経二十六度十一・九分の点を結んだ線、スエズ運河の北側入口並びに陸岸により囲まれた海域のうち、北緯三十一度二十九分東経三十二度十六分の点から陸岸まで百八十度に引いた線、同点、北緯三十一度二十九分東経三十二度二十八・四八分の点及び北緯三十一度十四分東経三十二度三十二・六二分の点を順次結んだ線、同点から陸岸まで二百七十度に引いた線、スエズ運河の北側入口並びに陸岸により囲まれた海域以外の海域
-----------	---

附 則

(施行期日)

1 この政令は、令和七年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の九第一項第二号の改正規定（「及び第二条」を「、第二条、第四条第四項並びに第九条の六第一項及び第二項」に改める部分を除く。）及び第一条の十一の改正規定令和六年七月一日

二 第十一条の七の表第一号の改正規定（「別表第二の二備考第六号イ」を「別表第三備考第六号イ」に改める部分を除く。）、第十一条の十の表第一号の改正規定（「別表第二の二備考第六号イ」を「別表第三備考第六号イ」に改める部分を除く。）及び別表第五の改正規定令和七年五月一日

(罰則に関する経過措置)

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(排他的経済水域における海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の適用関係の整理に関する政令の一部改正)

3 排他的経済水域における海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の適用関係の整理に関する政令（平成八年政令第二百号）の一部を次のように改正する。

第三条中「ごとに」を「に応じ」に、「中欄及び」を「中欄に掲げる排出海域ごとにそれぞれ同表の」に、「とおり」を「排出方法によること」に改め、同条の表中「に関する基準」を削り、同表第一号中「別表第三第二号上欄」を「別表第四第二号上欄」に、「別表第二の二」を「別表第三」に改め、「単に」を削り、

同表第二号中「別表第三第三号上欄」を「別表第四第三号上欄」に改め、同表第三号中「別表第三第四号上欄」を「別表第四第四号上欄」に改め、同表第四号中「別表第三第六号上欄」を「別表第四第六号上欄」に改め、同表第五号中「別表第三第七号上欄」を「別表第四第七号上欄」に改め、同表第六号中「別表第三第八号上欄」を「別表第四第八号上欄」に改める。

---